

1 節 実習科目の受講にあたって

「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」をめざす方は、実習の受講が必要です（実習免除者を除く）。

実習では、専門職として必要な「知識・技術・福祉サービスの利用への深い理解」「資質・能力・技術の向上」「職業倫理の確立」をめざします。

また、①受け入れ先の職員や利用者・家族・関係者、②実習期間を確保する学生、③実習指導や諸調整を行う大学教職員の三者が多大なエネルギーを注いで実施されるものです。

そのため実習は、**資格をいかして業務につくことを目的とする方のみが受講できる**ものです。単に「資格がほしい」「目標にするため」という動機は厳禁です。

実習を受講するためには、指定の単位修得など受講条件を達成していること、**事前指導の内容を十分理解していること、実習先の業務を妨げるおそれのないこと、利用者への深い知識・理解があり人格的にもすぐれていること**などが必要です。

実習と卒業

社会福祉士を希望する方で、卒業までに実習期間を確保できない場合は、実習科目（「実習」「実習指導A・B」の3科目）を除いたすべての指定科目を単位修得したうえで「卒業要件」を満たして卒業し、後に「科目等履修生」として実習科目を受講すれば、国家資格の受験資格が得られます（2017年2月現在）。

精神保健福祉士は卒業までに実習を含むすべての履修科目を受講しないと、受験資格は得られません。

複数の資格取得

卒業と同時に取得できる任用資格を除いて、複数の資格の取得は大変な努力を要します。また、最短修業年限での卒業は難しくなります。

事情により、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の受験資格を同時にめざす方は、p. 135～136をご参照ください。